

特定非営利活動法人 石の里広島 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 石の里広島 (以下「本会」という。) という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、香川県丸亀市広島町青木549番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会を豊かで住みよくするための民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために、保健、医療又は福祉の増進を図る活動及び社会教育の推進を図る活動を行い、次に掲げる事業を行う。

(1) 生きがい活動支援通所事業

(2) その他、第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を負担する者であれば、誰もが会員となり得る。

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、総会において別に定める会費を納める個人又は団体とし正会員を民法上の社員とする。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助・後援するために入会する個人又は団体。

(退会)

第7条 会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本会の定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

理事 5人
監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第10条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長及び副会長を選任する。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の召集を請求し、若しくは召集すること。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。



第4章 総 会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務、報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上が召集の請求をしたとき
- (3) 第11条第4項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第18条 総会は、第11条第4項第4号の場合を除いて、会長が召集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するとき、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

第19条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。

(議決)

第20条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、議事は出席した正会員の過半数で議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条 理事会は、会長が召集する。

2. 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(定足数等)

第24条 理事会には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるものは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 事務局

(設置)

第25条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 事務局には、次に掲げる帳簿及び所要の事務局員を置くことができ、その任免は会長が行う。

(備付け帳簿及び書類)

第26条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿及び正会員の移動に関する書類
- (3) 役員、事務局職員に関する名簿及び履歴書
- (4) 認証、許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 会計帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の書類

第7章 資産及び管理

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計)

第30条 本会の会計の方法、区分などは、別に定める会計規則に従うこととする。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録書等を作成し、所轄庁に報告しなければならない。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 本会は、特定非営利活動促進法第3条第1項第1号の規定によるほか、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経て、解散する。

(公告)

第35条 本会の公告は、官報に掲載する。

第9章 補 則

(委任)

第36条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立認証のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員は次のとおりとする。
理事 向井 朝市、横瀬 實、舟橋 廣次、金橋 剛士、西井 俊一
山口 義夫、藤木 壽保、浪指 登、河田 忠之
監事 亀山 守江、金橋 孝行
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

5. 第9条役員定数の内理事9人が5人への変更は県の認証を受け平成16年総会より施行する。

6. 平成15年6月6日、第12条に、3項を追加変更し県の認証を受け、日より施行す。

原本と相違ないことを証明する

平成 16 年 2 月 10 日

特定非営利活動法人石の里広造

理事

横瀬

